

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））佐賀東部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成25年11月20日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号）、佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）、福岡県筑後川水系農地開発事務所（郵便番号830-0047 福岡県久留米市津福本町1712番地の1）のいずれかに提出してください。

平成25年10月4日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））佐賀東部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年10月4日から平成25年11月5日まで

3 縦覧の場所

佐賀県佐賀市役所、神埼市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場及びみやき町役場

福岡県久留米市役所及び大川市役所